

第十一期東京都障害者施策推進協議会の審議事項について（案）

東京都は、第十期東京都障害者施策推進協議会の提言を踏まえ、令和6年3月、障害者基本法に基づく東京都障害者計画、障害者総合支援法に基づく第7期東京都障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第3期東京都障害児福祉計画を一体的に策定した。

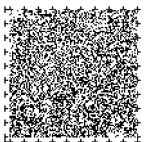
東京都障害者計画は、「全ての都民が共に暮らす共生社会」、「障害者が地域で安心して暮らせる社会」、「障害者がいきいきと働ける社会」の実現を基本理念とし、令和8年度に達成すべき施策目標・事業目標と、都が取り組むべき施策展開を明らかにしている。また、第7期東京都障害福祉計画及び第3期東京都障害児福祉計画では、令和8年度までの各年度における障害福祉サービス等の必要見込量や、地域生活移行等の数値目標を掲げている。

令和9年度からの新たな計画の策定に当たっては、これまでの達成状況と課題を点検しつつ、国の施策の動向等も見据え、障害のある人もない人もお互いに尊重しあい、より一層、障害者が地域において自立して生活できるよう、サービス基盤や支援策のあり方、他の個別分野を含む障害者施策の総合的な展開について検討する必要がある。また、障害児の支援についても、障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活していくことができるよう、障害特性や成長段階に応じた適切な支援の提供等、社会で生きる力を高める支援の充実について検討する必要がある。

本協議会においては、上記を踏まえ、新たな東京都障害者計画、第8期東京都障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の基本的方向を明らかにするため、下記の事項について調査審議する。

記

障害者の地域における自立生活の推進及び障害児とその保護者が身近な地域で安心して生活できる
環境の整備に向けた東京都の障害者・障害児施策のあり方について



第十一期東京都障害者施策推進協議会における検討の主な視点

障害福祉サービスの利用増や利用者の重度化・多様化などの変化を踏まえ、専門部会において主に以下の視点も考慮しながら、検討

障害福祉サービス基盤の計画的な整備

- ・ 地域の実情に応じたサービス提供体制を構築

障害児支援の提供体制の確保等

- ・ 障害種別や年齢別等のニーズに応じた支援体制の確保の推進

障害福祉人材の確保・定着、事業所におけるケアの充実のための生産性の向上

- ・ テクノロジーの導入促進等による業務の負担軽減、質の向上の推進、支援体制の整備等

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 支援の包括的確保、地域移行の推進等

【関連する主な都の取組】

- ・ 障害児・障害者の居場所の整備
- ・ 放課後等デイサービスなどの体制整備
- ・ DXを活用した業務の省力化等の推進
- ・ 精神障害者の地域生活基盤の整備
- ・ 文化芸術活動の推進

○ 国の指針や今期までの取組等を踏まえ、他の行政計画との整合性にも留意しながら検討

○ 専門部会において、議事に関連する参考人を招致し、専門的な見地を踏まえた議論を促進

